

第5期亀岡市障がい者基本計画及び
第8期亀岡市障がい福祉計画策定について

1. 計画策定の趣旨

1-1 亀岡市の現状

- 亀岡市では、令和3（2021）年3月に「第4期亀岡市障がい者基本計画」を策定し、『ええやん かめおか 生きがいプラン～自分らしさ、その人らしさを認め合うあたたかいまちをつくろう～』を基本目標とし、障がい福祉に係る施策を計画的に推進しています。また、平成18（2006）年度に最初の「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後3年毎に新規策定し、現在第7期目を推進しているところです。
- また、平成30（2018）年4月に「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を施行し、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を合理的配慮として市内全域、緊急時を含む、あらゆる場面で提供できるよう体制整備を進めています。

●亀岡市障がい者基本計画とは

「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者基本計画」として、本市における障害者施策全般に及ぶ理念や基本的な方針、目標を定めた計画。

○障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号） 最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

（障害者基本計画等）

- 第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

●亀岡市障がい福祉計画とは

「障害者総合支援法」第88条の規定に規定する「市町村障害福祉計画」並びに「児童福祉法」第33条の20の規定に規定する「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供及び障害児通所支援等の提供に関する具体的な数値目標等を定めた計画。

○障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号） 最終改正：令和四年法律第六十八号

（市町村障害福祉計画）

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

○児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

最終改正：令和四年法律第六十八号

（障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

●策定事由について

現行の第4期亀岡市障がい者基本計画が令和8年度をもって終了することから、障害者関連法の改正等の動向や国等が通達する計画策定の指針に基づき、令和9年度を計画始期とする「第5期亀岡市障がい者基本計画」を策定し、新たな障害者施策の展開を図ることとします。

また、上記計画の実行計画とも言える現行の第7期亀岡市障がい福祉計画、第3期亀岡市障がい児福祉計画（第7期亀岡市障がい福祉計画と一体策定）についても、令和8年度をもって終了するため、「第5期亀岡市障がい者基本計画」の作成と併せて、「第8期亀岡市障がい福祉計画（第4期亀岡市障がい児福祉計画と一体策定）」を策定します。

今年度

来年度

平成27年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
第3期亀岡市障害者基本計画	第4期亀岡市障がい者基本計画 令和3年度～令和8年度					第5期亀岡市障がい者基本計画 令和9年度～令和14年度（案）	
第4期亀岡市障害福祉計画 （平成27年度～平成29年度） 第5期亀岡市障害福祉計画 （平成30年度～平成32年度）	第6期亀岡市障がい福祉計画 令和3年度～令和5年度	第7期亀岡市障がい福祉計画 令和6年度～令和8年度		第8期亀岡市障がい福祉計画 （令和9年度～令和11年度）			

今年度よりアンケート調査を行い、両計画を策定します。

1-2 国の障がい者施策の動向

- 国では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26（2014）年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発行となりました。平成23（2011）年8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成25（2013）年4月に施行され平成30（2018）年4月に「児童福祉法」とともに一部改正された「障害者総合支援法」では、これまでの部分に加えて、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるように「生活」と「就労」に対する支援を拡充することや、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進することが掲げられています。また、障害者総合支援法が一部改正となる前の平成28（2016）年4月に発効した「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の禁止や人権被害の救済などが規定されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し続けています。
- 併せて、「障害者総合支援法」とともに一部改正のあった「児童福祉法」には、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を行うための環境整備等が求められており、平成30（2018）年3月に策定した「亀岡市障害児福祉計画」によりこの施策を運営することが必要となりました。
- また、計画期間を令和5（2023）年度から令和9（2027）年度とする国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念（計画の目的）を「共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する」としています。たとえば、令和3（2021）年の東京パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向けた機運を一過性のものにする事なく、引き続き横断的視点において「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が掲げられています。



■障がい福祉制度の変遷（国の動き）

平成 18 年 4 月「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 利用者負担の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障がいに基づく差別の禁止 等

平成 22 年 6 月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見を取りまとめ

「障害者基本法」改正
●平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
◆差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」一部改正
●平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
●平成 23 年 10 月 1 日 施行
●平成 24 年 4 月 1 日 施行
◆利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
◆障がい福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者総合支援法」一部改正
●平成 25 年 4 月 1 日 公布・施行

平成 26 年 2 月「障害者の権利に関する条約」発効

「児童福祉法」一部改正
●平成 30 年 4 月 1 日 施行
◆障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応するために環境を整備
：
●令和 6 年 4 月 1 日 施行
◆子どもや家庭の養育環境への支援が強化され、子どもの権利を保護する施策の推進

●平成 26 年 4 月 1 日 施行
●平成 30 年 4 月 1 日 施行
◆障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援を拡充
◆高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
：
●令和 6 年 4 月 1 日 施行
◆一人暮らし希望者や施設退居後の相談支援などの地域生活支援体制の充実
◆就労選択支援が創設され、ハローワークの職業指導に活用される
◆精神障がい者に加えて精神保健に課題を抱える人も精神障がい者支援の対象とする
◆難病患者・小児慢性特定疾病児童等への療養が生活支援の強化
◆障害福祉サービスや難病患者に関するデータベースの整備
◆サービスの報酬体系の見直し

「障害者差別解消法」制定
●平成 28 年 4 月 1 日 施行
◆差別の禁止、人権被害救済等を規定
：
●令和 6 年 4 月 1 日 施行
◆行政機関に河江、民間事業者による障がい者への「合理的配慮」が義務化

1-3 計画策定の方針

- こうした障がいのある人を取り巻く状況や法制度の動きに的確に対応していくとともに、現行の「第4期亀岡市障がい者基本計画」の実績やアンケート調査の結果を踏まえ、亀岡市の地域特性に対する課題の解決に取り組み、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした新たな障がいのある人の施策の総合的な計画を策定します。また、「第8期亀岡市障がい福祉計画」についても、同じ考え方のもと、ニーズを十分に踏まえた計画策定を行います。
- 「第4期亀岡市障がい児福祉計画」も障がい福祉計画と一体として策定します。
- 今年度中に、国において第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定に係る基本指針を定める予定となっていることから、指針が示された場合は、内容を精査し、亀岡市の両計画への反映を図ることとします。

●策定体制

障害者基本法第11条第6項において、「市町村は市町村障害者計画を策定するに当たっては、同法第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない」との規定があり、本市では亀岡市障害者施策推進協議会を条例にて障害者基本法第36条第4項で規定する審議会と位置づけています。

また、次期亀岡市障がい者基本計画についても、亀岡市障害者施策推進協議会を基本計画等策定委員会と位置付け、当協議会において次期障がい者基本計画及び次期障がい福祉（障がい児福祉）計画に係る審議、意見集約、決定等を行っていきたいと考えています。

また、各種障害者団体等からメンバーを選出し、構成されるワーキンググループ会議や障害者相談支援ネットワーク会議、また、市関係各部署で構成する庁内検討委員会等での議論を踏まえた計画案づくりを進めることとします。



2. アンケート調査

2-1 アンケート調査の実施

調査の実施概略

- 調査の種類は、「障がいのある人対象（18歳以上）」と「児童対象（18歳未満）」の2種類とし、それぞれの年齢に応じた生活パターンの違いに留意します。
- 児童については、障害者手帳の交付を受けていない方で、放課後等デイサービスや児童発達支援などの支援を受けている方が多いことから、障害者手帳所持者及び自立支援（精神通院）受給者に加え障害児通所支援支給決定者を対象として実施します。
- 配布数については、サンプリング誤差の計算に基づき、必要配布数を設定します。手帳所持者の内訳の多い区分にサンプルが偏ったり、支援ニーズの高い重度の方のサンプルが確保されないということがないように、年齢等について、バランスのよい調査結果が得られるよう設定します。特に、身体障がいのある人について、65歳以上の方が多いためサンプルが偏らないように、65歳以上と64歳未満の回答数が同程度となるように補正して抽出します。
- 発達障がいのある人のニーズについては、設問に「発達障がいの診断の有無」を加え、集計段階で抽出し、分析の対象とします。
- 難病患者のニーズについては、設問に「難病（特定疾患）の認定の有無」を加え、集計段階で抽出し、分析の対象とします。
- 近年、受給者が増加している自立支援（精神通院）受給者について、障害者手帳の交付を受けていない方が多いため、今回新たに調査対象として実施します。

調査対象者	障がいのある人対象調査				児童対象調査
	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	自立支援（精神通院）受給者	障害者手帳所持者、障害児通所支援受給者、自立支援（精神通院）受給者
配布数	約1,300人				約700人 (全数)
	約162人 (65歳以上) 約163人 (18~64歳)	約325人	約325人	約325人	
抽出方法	年齢、障害種別に留意した無作為抽出				全数抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収				
想定回収率	約50% (前回調査40.1%)			前回調査なし	約50% (前回調査60.1%)
調査期間	令和7年11月に配布し、3週間の調査期間とする				

2-2 ヒアリング調査【関係団体】

調査の実施概略

○自由記述式に選択式を加えた設問を基本とし、実際の聞き取りではヒアリングシートを基に意見把握を行います。

No.	項目	設問例	ねらい
1	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ●団体のプロフィール ●活動を行う上での課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●団体活動の現状や課題を把握します。
2	啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ●この分野の現状や問題点、課題について 	<ul style="list-style-type: none"> ●可能な限り前回調査と共通する項目を設定して経年比較を試みます。 ●前回調査結果を参考に、可能な限り選択式設問にして、回答の負担を軽減します。
3	生活支援		
4	生活環境		
5	教育・育成		
6	雇用・就業		
7	保健・医療		
8	情報・コミュニケーション		
9	団体への地域の協力の状況		
10	他の団体との連携の状況		
11	困難事例への対処方法・課題		
12	亀岡市の障がい者施策について	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの障がい者施策の良い点・改善すべき点 ●亀岡市が施策展開を進めるうえで特に重点的に取り組む課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●亀岡市の障がい者施策の評価を把握します。 ●優先度の高い施策を把握し、「重点施策」を設定する上での参考とします。
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定についての意見や提案 	<ul style="list-style-type: none"> ●自由意見の把握



4. スケジュール（予定）

4-1 令和7年度

		令和7年										令和8年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
会議意見	障害者 施策推進 協議会							■									
	ワーキン グ グループ								■								
アンケート 調査	調査票案 作成・ 修正							■	■								
	印刷・ 製本・ 封入								■	■							
	調査期間									■	■						
	集計分析 報告書作 成・ 修正											■	■	■			
ヒアリング (関係団体)	調査票案 作成、 配布・ 回収							■	■	■							
	調査期間									■	■						
	報告書作 成・ 修正											■	■				
計画の 評価・ 検証 (庁内)	現状把握 作業							■	■								
	各課に 検証 シート を配布 関連デー タの とりまと め									■	■						
	現状分析 調査結果 等の取り まとめ										■	■					
課題把握、 方向性 検討	計画の基 本的方向 性の検討												■				
	計画の 重点施策 の検討														■		